



## 平成29年度から 県内すべての市町村において 個人住民税の特別徴収義務者の 一斉指定を実施する予定です。



「従業員の所得税は給与から源泉徴収しているけど、個人住民税は天引きしていない」ということはありませんか？沖縄県と県内41市町村は、平成29年度までにすべての事業主（給与支払者）が特別徴収へ移行するよう取り組みを行っています。特別徴収を実施していない事業主の皆さんは、手続きをお願いします。



### 個人住民税の特別徴収とは

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引き）、納入する制度です。

事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について個人住民税を特別徴収する必要があります。

#### 【従業員の皆さまへ】

- 毎月、給料から天引きされるため納め忘れがありません。
- 一人ひとりが毎期ごとに金融機関に出向く手間を省くことができます。
- 1年分の税額を12回に分けるため、1回あたりの納付額が少なくなります。（普通徴収は年4回）



### 特別徴収を開始するには

事業主が毎年1月31日までに提出することとなっている給与支払報告書を各市町村の住民税担当課へ提出すると、5月中に各市町村から特別徴収税額の通知がありますので、6月から特別徴収を開始します。

これまで給与から個人住民税の引き去り（給与天引き）がされていなかった従業員の方は、特に手続きをすることなく納付の方法が「特別徴収（給与天引き）」になります。

年度途中から特別徴収を開始する場合は、所定の書類（異動届出書等）を各市町村の住民税担当課へ提出する必要があります。詳しくは、各市町村の住民税担当課へお問い合わせください。

#### 【事業主の皆さまへ】

- 所得税と異なり、税額計算や年末調整の必要はありません。
- 従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回にすることが可能です（納期の特例）。



#### お問い合わせ

- 特別徴収の手続きについて…… 恩納村役場 税務課 ☎ 966-1206
- 県の取り組みについて…… 県市町村課(098-866-2134)、県税務課(098-866-2101)